

令和7年度 第2回

公売のご案内

〔 資格付一般競争入札公告並びに物件内訳書 〕

入札日時 令和7年5月13日（火）

受付 9時40分～9時55分締切

入札 10時00分 即時開札

入札場所 庄内森林管理署 入札室

住 所 〒997-0015

山形県鶴岡市末広町23番37号

電話番号 0235-22-3331

I P 電話 050-3160-5845

公 売 公 告

【資格付一般競争入札】

1. 入札受付及び開札日時 令和7年5月13日（火）
 受付 9時40分～9時55分締切
 入札 10時00分 即時開札
2. 入札受付及び開札場所 庄内森林管理署 入札室
3. 現地案内
 二次処分のため、現地案内は省略します。
 現地案内をご希望される場合は以下の担当へお問い合わせください。

 山形県鶴岡市末広町23番37号
 庄内森林管理署 業務グループ 森林整備官（経営担当）
 問い合わせ先 TEL0235-22-3331
 （IP電話） 050-3160-5845
4. 公売物件
 （1）物件所在地、種類、樹種、数量、物件番号、搬出期間は別紙公売物件一覧表のとおりです。
 （2）引渡期間は、代金納入の日又は延納担保提供の日から起算して15日以内とします。
5. 郵便入札
 （1）郵便入札によるときは、封筒を二重に使用し、内封筒には入札書、外封筒には資格付一般競争入札参加資格確認通知書の写し又は最寄りの森林管理局長発行の入札参加資格証明書を入れ、書留郵便又は配達証明郵便により入札日の前営業日17時15分までに必着とします。指定日時までに到着しない場合は無効となります。

 （2）送付先は次のとおりです。
 郵便番号 997-0015
 住 所 山形県鶴岡市末広町23番37号
 宛 名 庄内森林管理署長
 入札書在中（朱書きで記載）

(3) 郵便入札の場合は、不落札の場合に直ちに行われる再度入札に参加できません。

6. 契約締結期限 落札決定の日から20日以内とします。

7. 代金納入期限 契約締結の日から起算して、20日以内とします。

8. 代金の延納

(1) 延納の対象は、1件の売払代金が150万円以上となる時とし、官収分に係る代金のみ延納を認めます。

(2) 延納期間は6ヶ月以内。ただし、1件の売払数量が1千立方メートル以上の場合は10か月以内。

(3) 延納利息は、法令の定めにより**1.10%**とします。

(4) 延納担保の提供期間は、契約締結の日から起算して20日以内とします。

9. 特約条項及び特記事項

(1) 特記事項及び公売物件明細書のとおり。

(2) 個別物件に該当するものは公売物件明細書のとおり。

(3) 森林作業道作設にあたっては、別添の森林作業道特記仕様書等に基づき作設願います。

10. 適格請求書（インボイス）の交付

インボイスについては、全省庁統一の登録番号等を記載した契約書等によることとし、契約締結後に交付することとします。なお、仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者（課税事業者）の分のみとなり、下記の物件の入札書に記載された金額に対する割合は次のとおりとなります。入札に際し、注意願います。

※ 分収者には、免税事業者が含まれる場合があるため、インボイスに記載する仕入税額控除の対象となる消費税額は、契約金額に含まれる消費税相当額（税率10%）とは一致しない場合があります。

※ 当該割合は、現時点で把握している数値であり、変動する場合があります。

1号物件 10.00% 2号物件 10.00% 3号物件 10.00%

11. 入札条件等

この入札に参加する者は、「国有林野事業における林産物の売買に係る契約書及び契約約款」並びに入札条件等を熟覧の上、入札願います。

詳細は、東北森林管理局又は当署のホームページに掲載していますが、その他、不明な点があれば以下の担当へお問い合わせください。

山形県鶴岡市末広町23番37号

庄内森林管理署 業務グループ 森林整備官（経営担当）

問い合わせ先 TEL0235-22-3331

（IP電話）050-3160-5845

令和7年4月23日

分任契約担当官

庄内森林管理署長 松浦 博文

事業者の皆様へのお知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、東北森林管理局のホームページ（下記URL）をご覧ください。

(<http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/koukihoji/koukitaisaku.html>)

入札条件

1. 入札の参加資格

この入札は、最寄りの森林管理局長から資格付一般競争参加資格確認通知書の交付を受けた者でなければ参加できません。

2. 参加資格の確認

- (1) 入札参加者は、資格付一般競争参加資格確認通知書又は入札参加資格証明書を持参の上、入札時に受付に提示して確認を受けてください。
- (2) 入札参加者が代理人のときは、委任状を提示してください。
- (3) 入札参加者（代理人含む）は、本人確認ができる身分証明証を持参し、受付に提示して本人確認を受けてください。

3. 暴力団排除に関する誓約事項

- (1) 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、入札書の提出をもってこれに同意したものとします。
- (2) 前述の暴力団排除に関する誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められた者の入札については無効とします。

4. 公告物件の熟覧

入札参加者は、公告物件の明細書及び現場を熟覧の上、入札してください。

5. 入札方法

- (1) 入札は、物件番号毎に総額入札で行います。
- (2) 入札書は、所定の用紙に必要事項を記載し、入札締切時刻前に入札箱へ投函してください。
- (3) 入札箱へ投函した後の入札書の変更、取り消しはできません。
また、開札前に入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しません。

6. 落札者の決定

- (1) 開札は、指定した場所及び日時に入札者の前で行い、予定価格以上の最高入札者を落札者とします。
ただし、同金額の最高入札者が2者以上のときは、直ちにくじで落札者を決めます。
この場合、当該入札者のうち出席しない者及びくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。
- (2) 落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても受理しません。
また、どのような理由があっても落札を無効とすることはできません。

7. 再度入札

落札価格となるべき入札のないときは、直ちに入札締切時刻を示し、再度入札を行うことがあります。

8. 入札保証金

入札保証金は免除します。

ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として徴収します。

また、違約金を指定する日までに納入しないときは、違約金を納入するまでの間、競争参加資格を停止、あるいは将来この資格を付与しないことがあります。

9. 契約保証金

契約保証金は免除します。

ただし、買受人が契約を履行せずに契約を解除した場合は、契約代金の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として徴収します。

10. 入札の無効

- (1) 競争参加不適格者が入札した場合
- (2) 入札参加資格のない者又は入札参加資格者として確認できない者が入札した場合
- (3) 汚染、損傷又は記入漏れ等により、入札番号、入札金額、入札者名を確認できない場合
- (4) 競争参加資格者本人の署名又は委任者の押印がない場合

11. 契約の成立

売買契約は、契約書に分任契約担当官と買受者の双方が記名押印したときに成立します。

12. 入札書用紙

入札書用紙は、最寄りの森林管理署又は当日入札場の受付で配付しているものを使用してください。

13. 入札金額は、消費税を除いた金額としてください。

なお、消費税を加算した金額で入札した場合でも消費税抜きの金額と見なし、訂正、取り消しは認めません。

14. 落札及び契約書の金額は、入札書に記載された金額に消費税を加算した金額となります。

15. 契約締結以降に係る違約金、遅延金等は全て消費税を加算したものとなります。

入 札 書

入 札 番 号	第 号
---------	-----

入 札 金 額

	億	千 万	百 万	十 万	万	千	百	十	一	
金										円 也

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に10%に相当する額を加算した金額となること及び入札者注意書を承知のうえ、入札します。

入 札 執 行 月 日 令 和 年 月 日

分任契約担当官 庄内森林管理署長 殿

住 所
商 号 又 は 名 称

代 表 者 氏 名

代 理 人 住 所

代 理 人 氏 名

委任状

代理人 住所
商号
氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記のとおり権限を委任します。

記

1 入札年月日 令和 年 月 日

2 件名 令和 年度 庄内森林管理署 第 回公売

3 委任内容 令和 年 月 日 令和 年度 庄内森林管理署
第 回公売に関する一切の件

令和 年 月 日

分任契約担当官

庄内森林管理署長 松浦 博文 殿

委任者 住所
商号
氏名

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

別紙

特約条項及び特記事項(一般共通)

1. 物件の区域及び伐採木等については、誤伐の未然防止に努め、買受者の責任において、事業従事者への周知徹底を確実に図ること。不明な箇所については、必ず当該森林官に確認すること。
2. 物件箇所の収穫区域表示及び「収測番号札」が貼ってある立木については、損傷及び伐倒をしないよう着手前に確認すること。
3. 物件の伐採・搬出に際しては、林地崩壊をしないよう注意し、また、河川の水質を汚濁しないよう河川の横断には仮設木橋や土管埋設など特段の注意を払い、伐採搬出終了後は、当該森林官の指示に従い、枝条整理や水切りなどの後片付けを実施すること。
4. 売買物件が民有地に接している場合、官民界に境界標等が埋設されているため、事業の際は十分に注意し、境界標等を損壊した場合には速やかに当該物件を管轄する森林官等へ連絡すること。
5. 搬出に際し、保安林指定の林小班内で、支障木の伐採及び土地の形質変更等の作業行為をする場合は、事前に県知事に対し協議の手続きが必要となることから、「国有保安林内作業仕組計画書」を作成し、速やかに当該物件を管轄する森林官等へ提出すること。なお、支障木の伐採及び土地の形質変更等の作業行為は県知事との協議が整ってから行うこと。
6. 搬出路線の変更が必要となった場合は、速やかに当該森林官と協議すること。砂防指定地に指定されている林小班内で、支障木の伐採及び土地の形質変更等の作業行為をする場合は、事前に県知事に対し協議の手続きが必要となることから、「国有砂防指定地内作業仕組計画書」を作成し、速やかに当該物件を管轄する森林官等へ提出すること。なお、支障木の伐採及び土地の形質変更等の作業行為は県知事との協議が整ってから行うこと。
7. 当箇所以外の林小班について、保安林又は砂防指定内である場合は、搬出支障木の伐採及び搬出路作設に係わり、それぞれの法に基づく所定の手続きが必要です。
8. 沢縁、土場敷並びに林道沿線には、立木の残材及び末木枝条等を散乱放置することなく、搬出期間内に整理し、搬出時には汚濁水を流さないよう搬出路には水切り等の処置を行うこと。
9. 間伐物件は、標準地内の調査を基に伐採し、販売対象外の立木は損傷しないようにすること。
10. 物件箇所の搬出に際しては、貸付契約地も含めて境界標識や看板等の構造物の損傷及び第三者へ損害を及ぼさないよう注意を払い、損傷などした場合は直ちに当該森林官へ届出し、当該森林官及び森林管理署の指示のもと、買受者の責任で処理すること。また、その処理費用については、買受者の負担とすること。また、落札物件に関わり、第三者との間に紛争が生じた場合は、速やかに森林官等へ連絡すること。
11. 物件の搬出に際し、国有林以外の民有地等を通過・土場等に使用する場合は、買受者が借り上げ及び協議等を行うこととし、森林管理署は関与しないものとします。
12. (1) 道路及び道路付帯施設等を損傷しないよう保護措置を講ずること。また、道路等を損

傷した場合にあつては、当該道路管理者と協議のうえ誠意をもって対応すること。

(2) 公道の利用にあたり、占用許可等の手続きが必要な場合は買受人において手続きを行うこと。

(3) 本物件の伐採、加工又は搬出に係る道路の除雪は、庄内森林管理署では一切行わない。

13. 物件の伐採・搬出等に伴う支障木が発生した場合、速やかに当該森林官と協議をすること。
なお、支障木の搬出期限については、当該物件の搬出期限と同一となります。
14. 公売物件の販売対象木は、全て伐倒し搬出すること。やむを得ず物件を放棄する場合は、当該森林官と現地確認をし、協議すること。
なお、売買物件を搬出する際は、土場及び沢縁並びに林道沿線に立木の残材及び末木枝条等を散乱放置せず、搬出期間内に整理をすること。
15. 埋蔵文化財を発見した場合は、その現状を変更することなく、速やかにその旨を森林管理署長へ連絡し、森林管理署長の指示にしたがうこと。
16. 分収造林、分収育林及び官行造林の民収分の納付は、国有林野事業林産物売買契約約款第 52 条に基づき買受人が納付してください。これに伴い発生する振込手数料等については買受人の全額負担となります。
17. 林業における労働災害の防止の観点から立木販売契約情報(売買契約者名・事業着手前に提出された入林届)を労働基準監督署へ情報提供します。また、提出された情報に基づき、労働基準監督署による現場点検や安全指導が行われる場合があります。
18. 森林作業道及び集材路・土場作設に当たっては、「森林作業道及び集材路・土場作設特記仕様書」等を遵守しなければならない。
19. 森林管理署長は、買受者による確認を受けた森林作業道及び集材路・土場の計画と異なる施工チェックリストの不遵守等により、林地崩壊が発生し又は発生する可能性が高い等林地保全上特に問題があると認めるときは、買受者の負担において植栽や盛土の転圧、排水溝の設置等の必要な措置を命じることができる。この場合において、買受者は森林管理署長の命に応じ、必要な措置を講じなければならない。(別紙参照)
20. 公売物件明細書等に表示されている林齢は、庄内森林管理署内部資料に基づき参考として表示されたものであり、実際の林齢とは必ずしも合致しないこともある。

分収金に関する特約事項(分収育林、分収造林及び官行造林)

- 1 分収木の買受者は、分収木の売買代金について次により支払い又は供託してください。
 - (1) 国に支払う代金(以下、「官収分」という。)は、国の発行する納入告知書により納付してください。
 - (2) 分収権者に支払う代金(以下、「民収分」という。)は、各分収権者が指定する金融機関の座に振り込みしてください。

なお、分収権者が行方不明等の理由により供託する場合は、国の指定する供託所に供託してください。

- 2 買受者が契約条項に違反して契約に至らず、または契約を解除した場合の違約金等については、国と分収権者が分収することとします。
- 3 売払代金の延納は、官収分についてのみ認めるものとし、民収分については現納とします。
- 4 売払立木の搬出延期料が発生した場合は、間伐の物件については国及び分収権者に、皆伐の物件については国に納付してください。
- 5 買受者は金融機関の発行する振込証書の写しを提出してください。供託する場合は、供託に伴う法務局への払込済の供託書正本の写し又は日本銀行の受領印のある供託書正本の写しを提出してください。

別紙 1

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

森林作業道及び集材路・土場作設特記仕様書（立木販売）

本特記仕様書は、「森林作業道作設指針」（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）及び「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け22林整整第1157号林野庁長官通知）に基づき、東北森林管理局管内の地形・地質、土質や気象条件及び路網作設実績等を踏まえ定めたものである。

また、本事業で作設する路網は、間伐等による木材の集材・搬出、主伐後の再造林等の森林整備に継続的に用いられる森林作業道とし、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設を集材路とする。併せて、木材等を一時的に集積し、積込み作業等を行う場所を土場とし、作設に当たっては本特記仕様書による。

なお、本特記仕様書に定めのないものについては、森林作業道作設指針及び主伐時における伐採・搬出指針によることを基本とする。

第1 森林作業道

1 路網計画

- ① 実際の森林作業道作設計画に当たっては、森林作業道作設指針等に基づき現地踏査を行い、現地に簡易な木杭等で計画線形を標示するとともに、この計画線形を路線計画図（1/5000）にかん入し、森林官等に提出する。
- ② 計画線形確定に当たっては、作業効率を十分に考慮し、土質の安定している安全な箇所を通過するよう計画する。
特に、主伐時に森林作業道を作設する場合は、造林・保育等の森林施業による次世代の森林づくりのため、継続的に利用できるように考慮しなければならない。
- ③ 作業開始前に線形、構造物の設置及び支障木の範囲について、森林官等の確認を受ける。
- ④ 森林作業道の計画に変更が生じたときは、その変更について森林官等に申請し、確認を受ける。

2 森林作業道作設の基本的工法

- ① 路体は繰り返しの使用に耐えるよう、締固めを十分に行った堅固な土構造による路体とすることを基本とする。
なお、構造物は地形・地質等の条件から必要な場合には、現地条件に応じた規格・構造の施設を設置する。
- ② 地形に沿った屈曲線形による切土量の抑制、切土盛土の均衡、雨水処理に有効な波形勾配による分散排水を基本に作設する。
- ③ のり面保護や洗越し、排水溝等の作設には、作業地から発生する伐根、丸太、枝条、転石の活用に努める。

- ④ 支障木の伐開幅は、開設区間の箇所ごとに斜面の方向、風衝等を考慮し、必要最小限となるよう計画する。

3 森林作業道の施工規格

(1) 幅員、最小曲線半径及び縦断勾配

- ① 幅員は3mまでとする。ただし、林業機械等を用いた作業の安全性・作業性の確保の観点から、当該作業を行う区間に限って、0.5m程度以内の余裕幅を付加することができる。
- ② 最小曲線半径は6.0m程度とし、使用する林業機械の規格、積載する木材の長さを勘案して決定する。
- ③ 縦断勾配は概ね18% (10°) 程度以下とし、土地の制約等から必要な場合は、短区間に限り25% (14°) 程度とする。なお、勾配は雨水の分散排水を考慮した波形勾配とする。

(2) 切土

- ① 切土工では、盛土との均衡を念頭に切土量を極力少なくするよう努め、切土のり面は直切りを基本とする。また、切土のり面の高さは1.5m程度以内を基本とする。
- ② なお、地質や土質等の条件に応じて、切土高が高くなる場合ののり面勾配は、よく締まった崩れにくい土砂の場合は6分 (59°)、風化の進度又は節理の発達の違い岩石の場合は3分 (73°、岩石) とし、地質や土質等の条件に応じて切土のり面勾配を調整する。

(3) 盛土

- ① 盛土については、強固な路体を作設するため、盛土は複数層に区分し、各層ごとに30cm程度の厚さとなるようバケット背面及び覆帯で十分締固めながら積み上げる。

なお、盛土のり面が高くなる場合や緊結度の低い土砂の場合は、丸太組工等により補強すること。

- ② のり面勾配は、1割 (45°) 程度を基本とする。
- ③ 作設過程で発生する伐根やはぎ取り表土は、のり面保護工に活用し、転石は路体に埋設して路体強化に活用する。

なお、伐根を丸ごと路体に埋設することは、締固めが難しくなるため避ける。

また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜から、のり面保護工への活用に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図ること。

- ④ 盛土量の調整は、山側から谷側への横方向だけでなく掘削箇所前後の縦方向も加えて行う。

(4) 切土量と盛土量の均衡に留意し、捨て土を発生させないように努める。

4 施工管理

事業終了時には、洗堀を防ぐための水切り等を登坂部分等に講ずるものとする。

5 望ましい路網整備の考え方

地形・傾斜、作業システムに対応する別紙「地形傾斜・作業システムに対応する路網整備水準の目安」を踏まえ、効率化を最大限に発揮するために必要な路網を整備する。

第2 集材路・土場

1 伐採及び搬出に係るチェックリスト等の提出及び確認

- ① 集材路・土場を作設する必要があるときは、主伐時における伐採・搬出指針に基づき現地踏査を行い、現地に簡易な木杭等で計画線形を標示するとともに、計画線形を明示した図面（1/5000）を、森林官等に提出する。なお、森林作業道と集材路・土場を作設する場合は、森林作業道の路線計画図に集材路・土場をかん入する。
- ② 計画線形を明示した図面の提出に併せて、伐採及び搬出に係るチェックリストを森林官等に提出する。
- ③ 作業開始前に線形、構造物の設置及び支障木の範囲、伐採及び搬出に係るチェックリストについて、森林官等の確認を受ける。
- ④ 集材路・土場の計画に変更が生じたときは、その変更について森林官等に申請し、確認を受ける。

2 伐採の方法及び区域の設定

- ① 林地の崩壊の危険のある箇所等については、林地の保全及び生物多様性の保全に支障が生じないように、伐採の適否等について、森林官等と調整する。
- ② 伐採を行う際には、対象となる立木の生育する土地の境界を越えて伐採（誤伐）しないように、あらかじめ伐採する区域の確認を行う。区域外の伐採を必要とする場合は事前に森林官等と協議する。
- ③ 林地の保全及び生物多様性の保全のため、あらかじめ示された保護樹帯や保残木を損傷させない。なお、これらの箇所に架線や集材路を通過させなければならない場合は、その影響範囲が最小限となるよう努める。

3 集材路・土場の計画及び施工

（1）林地保全に配慮した集材路・土場の配置・作設

- ① 図面及び現地踏査により、伐採する区域の地形、地質、土質、水の流れ及び湧水、土砂の崩落、地割れの有無等を十分に確認する。その上で、集材路・土場の作設によって土砂の流出・崩壊が発生しないよう、集材方法及び使用機械を選定し、必要最小限の集材路・土場の配置を計画する。

- ② 伐採・搬出に当たっては、地形等の条件に応じて路網と架線を適切に組み合わせる。特に、急傾斜地その他の地形、地質、土質等の条件が悪く土砂の流出又は林地の崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の更新又は土地の保全に支障を生じる場所において伐採・搬出する場合には、地表を極力損傷しないよう、集材路の作設を避け、架線集材によることとする。
 - ③ やむを得ず集材路又は架線集材のための土場の作設が必要な場合には、法面を丸太組みで支える等の十分な対策を講じる。
 - ④ 集材路・土場の作設開始後も土質や水の流れなど伐採現場の状態に注意を払い、集材路・土場の配置がより林地の保全に配慮したものとなるように、必要に応じて当該配置に係る計画の変更を行う。
 - ⑤ 集材路の線形は、ヘアピンカーブ等の曲線部を除き、極力等高線に合わせる。
 - ⑥ ヘアピンカーブを設置する必要がある場合は、尾根部その他の地盤の安定した箇所に設置する。
 - ⑦ 集材路・土場の作設により露出した土壌が溪流へ流入することを防ぐため、一定幅の林地がろ過帯の役割を果たすよう、集材路・土場は溪流から距離をおいて配置する。
 - ⑧ 集材路は、沢筋を横断する箇所ができるだけ少なくなるように配置する。
 - ⑨ 伐採現場の土質が溪流の長期の濁りを引き起こす粘性土である場合は、集材路・土場の作設を可能な限り避ける。やむを得ず作設を行う必要があるときは、土砂が溪流に流出しないよう必要に応じて編柵工等を設置する。
 - ⑩ 伐採する区域内のみで集材路の適切な線形、配置、縦断勾配等を確保することが困難な場合には、当該区域の隣接地を経由することも検討する。このとき、集材路の作設に当たっては、森林官等と協議等を行う。
- (2) 人家、道路、取水口周辺等での配慮
- ① 集材路・土場の作設時には、土砂、転石、伐倒木等が流出又は落下しないよう、必要に応じて保全対象（土砂、転石、伐倒木等の流出又は落下による被害を防止する対象となるものをいう。以下同じ。）の上方に丸太柵工等を設置する。特に、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象が下方にある場合は、その直上では集材路・土場を作設しない。
 - ② 水道の取水口に濁水が流入しないよう、その周辺では集材路・土場の作設を避ける。
- (3) 生物多様性と景観への配慮
- ① 生物多様性の保全のため、希少な野生生物の生息・生育情報を知った場合には、必要に応じて線形及び作業の時期の変更等の対策を講じる。
 - ② 集材路・土場の作設に当たっては、集落、道路等からの景観に配慮し、集材路・土場の密度、配置及び作設方法を調整する。

(4) 切土・盛土

- ① 切土・盛土の量を抑えるために、集材路の幅及び土場の広さは作業の安全を確保できる必要最小限のものとする。
- ② 切土高を極力低く抑えるとともに、盛土を行う場合には、しっかりと締め固め、補強が必要な場合には、丸太組み工法等を活用して盛土を安定化させる。
- ③ 残土が発生した場合には、残土が溪流に流出しないよう溪流沿いを避け、地盤の安定した箇所に小規模に分散して置く。また、流出のおそれがある場合は、丸太組み工法等を活用して対策を講じる。

(5) 路面の保護と排水の処理

- ① 雨水が集中して路面の長い区間を流下し、又は滞水すると、路面の洗掘及び崩壊の原因となるため、地形を利用して上り坂と下り坂を切り替えるなどの路面の保護のための対策を講じる。
- ② 路面の排水は、可能な限り尾根部、常時水の流れている谷等の侵食されにくい箇所でこまめに行う。また、崩れやすい盛土部分の崩壊等を避けるため、路面から谷側斜面への排水を促しつつ、横断溝を設け、流末処理も行うとともに盛土箇所の手前で排水するなどの対策を講じる。

(6) 溪流横断箇所の処理

- ① 溪流横断箇所においては、流水が道路等に溢れ出ないように施工し、その維持管理を十分に行う。また、暗渠を用いる場合には、詰まりが生じないように十分な大きさのものを設置することとし、暗渠の呑口の土砂だめの容量を十分確保する。なお、洗い越しとする場合は、横断箇所で集材路の路面を一段下げる。
- ② 洗い越しは、越流水が生じても水の濁りが発生しにくくなるよう大きめの石材を路面に設置するなどにより安定させ、流出のおそれがある場合は、必要に応じて撤去する。

4 伐採・造材・集運材における作業実行上の配慮

- ① 集材路・土場は、作業が終了して次の作業まで一定期間使用しない場合には、流路化による土砂の流出防止や、植生回復に配慮し、路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。
- ② 集材路・土場の路面のわだち掘れ、泥濘化、流路化を避けるため、降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太等の敷設などにより、路面のわだち掘れ等を防止する。
- ③ 伐採現場が人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象の上方に位置する場合には、伐倒木、丸太、枝条・残材、転石等の落下防止に最大限の注意を払う。
- ④ 伐採後の植栽作業を想定して伐採作業時から伐採後の地拵え等の作業が効率的に行えるよう枝条等を整理するとともに、造林事業者が決まっている場合は、造林事業者と現場の後処理等の調整を図る。

- ⑤ 枝条等が雨水により溪流に流出することがないように対策を講じ、沢に近い場所への集積は避ける。
- ⑥ 天然更新を予定している区域では、枝条等が萌芽更新、下種更新等の妨げとならないように留意し、枝条等を山積みにするのを避ける。

5 事業実施後の整理

(1) 枝条・残材の整理

- ① 枝条・残材は、木質バイオマス資材等への有効利用に努める。
- ② 枝条・残材を伐採現場に残す場合は、出水時に溪流に流れ出したり、雨水を滞水させたりすること等により林地崩壊を誘発することがないように、溪流沿い、集材路、土場、林道等の道路脇に積み上げない。また、林地の表土保護のために枝条の敷設による整理を行う等により、枝条・残材を置く場所を分散させ、杭を打つ等の対策を講じる。

(2) 集材路・土場の整理

- ① 集材路・土場は、原則として植栽等により植生の回復を促すこととし、必要に応じて作設時に剥ぎ取った表土の埋戻し等を行う。また、路面水の流下状況等を踏まえ、溝切り等の排水処置を行う。
- ② 伐採・搬出に使用した資材・燃料等の確実な整理・撤去を行う。
- ③ 全ての作業が終了し、伐採現場を引き上げる前に、集材路・土場の枝条・残材等の整理の状況を森林官等に報告し、確認を受ける。

6 その他

- ① 集材路・土場の作設に当たっては、森林法（昭和26年法律第249号）その他の関係法令に基づく各種手続（許可、届出等）を確実に行う。なお、作業箇所が保安林である場合にあっては、同法に基づく保安林における作業許可に係る手続を行わなければならないこと、保安林以外の森林にあっては、集材路の幅員、総延長、土場の面積により、同法の林地開発許可に係る手続の対象となり得ることに留意する。
- ② 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令を遵守し、労働災害の防止、労働環境の改善に取り組む。

地形傾斜・作業システムに対応する路網整備水準の目安

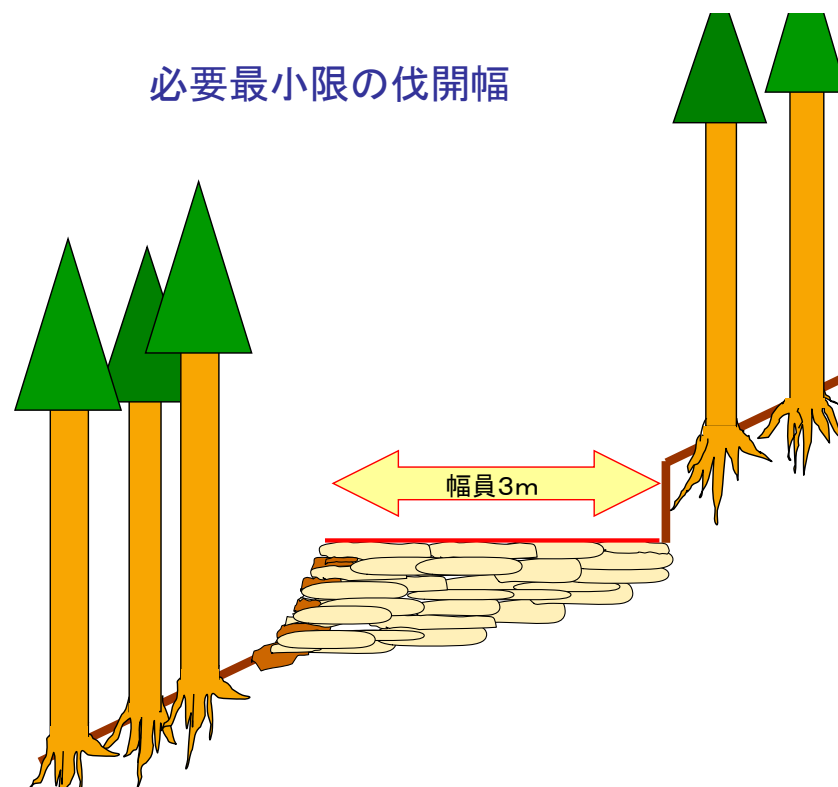
(単位：m/ha)

区分	作業システム	基幹路網			細部路網	路網密度
		林道	林業専用道	小計	森林作業道	
緩傾斜地 (0～15°)	車両系	15～20	20～30	35～50	65～200	100～250
中傾斜地 (15～30°)	車両系	15～20	10～20	25～40	50～160	75～200
	架線系				0～35	25～75
急傾斜地 (30～35°)	車両系	15～20	0～5	15～25	45～125	60～150
	架線系				0～25	15～50
急峻地 (35°～)	架線系	5～15	—	5～15	—	5～15

(参考)

保 残 木 標 準 断 面 図

切土のり面及び盛土側も、立木を出来る限り残すよう
必要最小限の伐開幅とする



- 幅員は3mまでとする。ただし、林業機械等を用いた作業の安全性、作業性の確保の観点から、当該作業を行う区間に限って、0.5m程度の余裕幅を付加することができる。

公 売 物 件 一 覧 表

庄内森林管理署

入札番号	物件所在地	契約関係	伐採方法	面積 (ha)	林 齢	樹 種	本数 (本)	幹材積 (m³)					延 納	搬出期間
								スギ (一般材)	カラマツ (一般材)	その他N	L	合計		
1	鶴岡市湯野浜字 浜泉国有林 194い林小班外	国有林	二次処分	18.50	93外	クロマツ	5,617			1,616.70		1,616.70	延納条件を 満たした場合 可	引渡日から 初発日まで 例年 (6月10日頃)
2	酒田市北千日堂前 松境国有林 1122い林小班外	国有林	二次処分	17.86	192外	クロマツ	2,477			2,027.21		2,027.21	延納条件を 満たした場合 可	引渡日から 初発日まで 例年 (6月10日頃)
3	飽海郡遊佐町菅里 十里塚国有林 1142い林小班外	国有林	二次処分	23.65	67外	クロマツ	2,365			749.50		749.50	延納条件を 満たした場合 可	引渡日から 初発日まで 例年 (6月10日頃)
	合 計			60.01			10,459			4,393.41		4,393.41		

公 売 物 件 明 細 書

物件番号		1	特約事項及び特記事項	樹種径級別本数及び総材積												
物件所在地		鶴岡市湯野浜字 浜泉国有林 194い林小班外	1. 本物件は、松くい虫等が付着している樹木の破砕（森林病虫害等防除法第2条）にあたり、木材加工施設等での破砕等被害木の利用を促進することを目的とします（山形県松くい虫被害対策推進計画3（1）イ、（4））。 2. 令和7年6月10日頃（例年初発日参考）までに（山形県「松くい虫被害材の移動禁止について」）木材加工施設等へ全量運搬のうえ、破砕後の木片の厚さが6mm以下となるように破砕を行うものとする（森林病虫害等防除法施行規則第1条）。 なお、現地にて破砕をする場合は、移動式木材チップパーなどにより15mm以下に破砕するものとする（同施行規則第1条）。 3. 破砕完了後速やかに、木材加工施設等から破砕完了したことを証明してもらい、書類を庄内森林管理署へ提出すること（書式は任意とする）。 なお、現地破砕を行う場合は、事前に庄内森林管理署と協議を行い、作業資料として作業前、作業中、作業後の写真及び破砕サイズの確認を庄内森林管理署から受けるものとする。 4. その他、別紙、特記事項（共通）のとおり。	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均	
調査方法		精密毎木法		10cm 以下	12cm ～20cm	22cm ～30cm	32cm ～40cm	42cm ～50cm	52cm ～60cm	62cm 以上	本数 （本）	材積 （m3）	径級 （cm）	樹高 （m）		
伐採方法		二次処分		825	2,427	1,708	563	88	6		5,617	1,616.70	20	—		
面積（h a）		18.50														
林齢（年）		93 外														
搬出期間（箇月）		引渡日から初発日まで（R7.6.10頃）														
契約関係		—														
法令制限、その他留意事項																
保安林		保健保安林 飛砂防備保安林														
自然公園		県立公園普通地域														
砂防指定		—														
その他		—														

公 売 物 件 明 細 書

[illegible]

公 売 物 件 明 細 書

[illegible]